

荊田町高齢者運転免許自主返納等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許の自主返納等を促進し、運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許を自主返納した高齢者及び期限切れ失効により道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という）第105条第2項において準用する法第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた高齢者に対する支援事業（以下「事業」という）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 法第84条に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4の規定により、全ての種類の免許の取り消しを申請し、運転免許証を公安委員会へ返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) 回数券 荊田町コミュニティバス回数券のことをいう。
- (5) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項に規定する書面のことをいう。
- (6) 期限切れ失効 現に受けている免許の全てについて、法第105条第1項の規定により効力を失うことをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、第5条1項に規定する申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納をした者（当該自主返納の日において満70歳以上であった者に限る。）で、同日から申請日までの期間において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 法第105条第1項の規定により免許が失効し、同条第2項の規定により準用する法第104条の4第6項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者（当該失効日において満70歳以上であった者に限る。）で、同日から申請日までの期間において住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者

(支援内容及び限度額)

第4条 予算の範囲内で5千円を限度として、回数券を交付する。

(支援の申請)

第5条 前条の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者運転免許自主返納等支援事業申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類のほか、町長が必要と認める書類等を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 前条第 1 号に該当する者 申請による運転免許の取消通知書の写し

(2) 前条第 2 号に該当する者 運転経歴証明書の写し

2 前項の規定による申請は、申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の交付を受けた日から 6 ヶ月以内に行うものとする。

(支援の決定及び支援の内容)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、高齢者運転免許自主返納等支援事業決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定により支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、その決定内容に基づき、回数券を交付する。

3 被支援者は、前項の規定による交付を受けたときは、高齢者運転免許自主返納等支援事業受領書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

(支援決定の取消し等)

第 7 条 町長は、被支援者が偽り若しくは不正の手段により支援の決定を受けたとき又は回数券の交付を受けるまでに第 3 条第 2 号の規定に該当しなくなったときは、高齢者運転免許自主返納等支援事業決定取消通知書（様式第 4 号）により支援の決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に交付した回数券があるときは、当該取消しを行った者に対し、その交付額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。